

建築工事積算要領

令和 7 年 7 月
横浜市建築局
公共建築部

目 次

第1章 共 通 事 項

第1節 工事費の構成

1.1.1 工事費の構成	1
1.1.2 工事費の区分	1

第2節 消費税関係

1.2.1 消費税等相当額の積算方法	2
1.2.2 細目の単価	2

第3節 直接工事費

1.3.1 直接工事費	2
1.3.2 材料価格	2
1.3.3 細目の数量	3
1.3.4 細目の単価	3
1.3.5 細目の運搬費	6

第2章 共 通 費

第1節 一般事項

2.1.1 共通費の区分と内容等	8
2.1.2 新営と改修の工事が明確に区分できない場合の共通費	8
2.1.3 指定部分及び指定部分工期	8
2.1.4 有価物の取扱い	8

第2節 共通仮設費

2.2.1 共通仮設費の区分	9
2.2.2 共通仮設費の算定方法	9
2.2.3 率による共通仮設費の算定	9
2.2.4 積上げによる共通仮設費の算定	11

第3節 現場管理費

2.3.1 現場管理費の算定方法	13
2.3.2 率による現場管理費の算定	13
2.3.3 積み上げによる現場管理費の算定	15

第4節 一般管理費等

2.4.1 一般管理費等の算定方法	15
2.4.2 一般管理費等率	15
2.4.3 契約保証費等	15

第5節 共通費の設計変更基準

2.5.1 共通費の設計変更基準	16
------------------	----

2.5.2	設計変更における共通仮設費	16
2.5.3	設計変更における現場管理費	16
2.5.4	設計変更における一般管理費等	17
第6節	分散する工事を一括発注する場合等	
2.6.1	分散する工事現場を一括発注する場合の共通費	17
2.6.2	営繕工事と営繕工事以外を一括発注する場合の共通費	17
第3章	特 別 事 項	
第1節	単価の取扱い	
3.1.1	共通単価の例外	18
3.1.2	単価の端数処理	18
3.1.3	時間外、深夜及び休日の労務単価の取扱	18
3.1.4	改修割増の適用	19
第2節	金額欄の取扱い	
3.2.1	金額欄の取扱い	22
3.2.2	工事価格の端数処理	22
第3節	営繕積算システムR I B C 2利用の端数処理	
3.3.1	営繕積算システムR I B C 2の利用	22
第4節	請負代金額変更における特例	
3.4.1	工事の施工の一時中止に伴う増加費用	22
表ー1	共通仮設費率に含む内容	24
表ー2	共通仮設費の積み上げ内容	24
表ー3	現場管理費率に含む内容	25
表ー4	一般管理費	26
別表ー1	共通仮設費率（新営工事）	27
別表ー2	現場管理費率（新営工事）	27
別表ー3	共通仮設費率（改修工事）	28
別表ー4	現場管理費率（改修工事）	28
別表ー5	一般管理費等率（建築工事）	28
別表ー6	一般管理費等補正係数	29
別表ー7	契約保証費に関する一般管理費率の補正值	29
表ー5	現場が分散する工事を一括発注する場合の共通費の考え方	30
参考ー1	営繕積算システムR I B C 2利用の端数処理	31

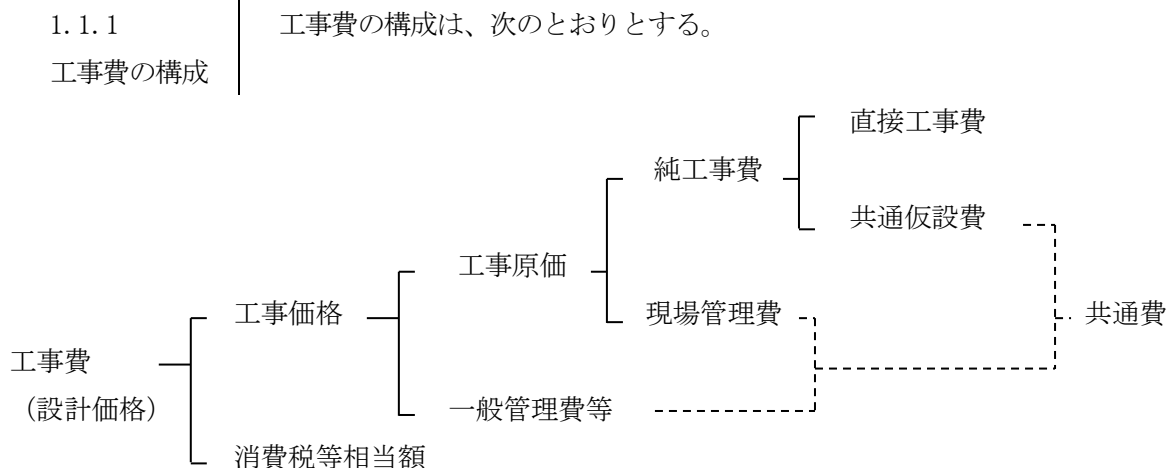
第1章 共通事項

【要領の目的】

この要領は、横浜市建築局公共建築部の所管する建築工事において、工事費内訳書に計上すべき工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、工事費の適正な積算に役立てることを目的とする。

なお、住宅に係る工事については、「公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会編集）」を参照すること。

第1節 工事費の構成



（注）「工事費」は契約金額を示す場合があるが、この積算要領をはじめ営繕積算システムR I B C 2では、契約金額とは別の用語として使用する。

1.1.2 工事費の区分

工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

1 直接工事費

直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含め、工事種目ごとに区分して計上する。

2 共通費

（1）共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

	(2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。 (3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。
3	消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

第2節 消費税関係

1.2.1 消費税等相当額の積算方法	消費税等相当額抜きの単価で積算した工事価格に消費税率を乗じた金額が消費税等相当額となる。 なお、消費税等相当額は端数処理を行わず、円単位まで算出する(円未満は切り捨て)
1.2.2 細目の単価	1 積算に使用する設計単価は、消費税等抜きの単価とする。 2 市場単価に消費税等が含まれている場合は、$100/(100+消費税率(\%))$を当該単価に乗じて消費税等抜きの単価とする。

第3節 直接工事費

1.3.1 直接工事費	直接工事費の積算にあたっては、材料価格、労務費、機械器具費及び仮設材費、その他(製造業者・専門工事業者の諸経費、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等)の複合された費用として別に定める「公共建築工事標準単価積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による「複合単価」あるいは「市場単価」に施工単位当たりの数量を乗じて算定する。 なお、これによりがたい場合は、物価資料等の掲載価格、専門工事業者の見積単価等を参考に定める。また、工事中に発生する残材に価値のあるときは、残材数量に残材価格を乗じた額を差し引くものとする。
1.3.2 材料価格	材料価格は、原則として積算時の現場渡し価格として、物価資料等の掲載価格、製造業者の見積価格等を参考に、数量の多寡、施工条件等を考慮して定める。

1.3.3
細目の数量

直接工事費の算定に用いる数量は、「建築数量積算基準・同解説」（建築工事建築数量積算研究会 制定）の定める方法による。

1.3.4
細目の単価

細目に計上する単価のうち、材料単価、複合単価及び労務単価は次による。また、単価の採用に当たっては、建築工事積算マニュアルの各項も参照する。

1 材料単価、複合単価

材料単価及び複合単価を使用する際の優先順位は次によることを原則とする。

- ① 共通単価
- ② 建設物価及び積算資料等の物価資料の掲載単価
- ③ カタログ等単価
- ④ 見積単価
- ⑤ 独自代価

(1) 共通単価

共通単価は、営繕積算システムR I B C 2の単価を使用する。

単価は、原則として、全国共通の歩掛りによるものがB0で始まるコードを持ち、横浜市独自歩掛りによるものがB1、B2、B3等で始まるコードを持っている。その適用範囲については、「建築工事積算マニュアル」による。

(2) 共通単価にない場合

ア 「建設物価」及び「積算資料」等の物価資料における共通単価を作成した時点のものを参考とする。単価は、各資料を比較し、最安値を採用する。その場合は掲載された価格をそのまま採用する。

また、上記資料は、施工条件、仕様等を確認し、採用すること。

イ カタログ等単価は、原則として複数社を比較し、その最低価格を参考とする。

ウ 見積単価

刊行物、カタログ等によれない場合には、メーカー、工事業者等に照会するものとし、見積単価は次による。

- a 原則として3社以上に照会する。この場合、事前に見積項目及び照会メーカー等のリストを作成し設計担当課長の決裁を受ける（設計完了時にリストを技術管理担当に提出する）。
- b 見積書の構成及び見積りの内容については「公共建築工事見積標準書式（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参考とし、見積条件を明確にし、設計担当課長名で照会する（見積書のあて先は建築局長とする）。この際、法定福利費の記載に留意する。なお、「公共建築工事見積標準書式（建築工事

編)」は、国土交通省の「官庁営繕の技術基準」を参照する。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

c 見積単価を設計単価として採用する場合

見積単価は設計数量及び工事規模等に応じ、最低価格を参考とする。

採用方式は、トータル方式(総合で最低価格を採用)とチドリ方式(個別で最低価格を採用)とがあるが、基本的にはトータル方式を採用する。

なお、見積りにより単価を算出する場合には、上記の優先順位による単価の入れ替えは行わない。ただし、主要資材(コンクリート、型枠、鉄筋、鉄骨)については、上記の優先順位により入れ替える。

〔例〕

基本的にトータル方式を採用するのは単一業者のみで施工することが一般的と考えられる場合で、事例として、次のような工事等がある。

鋼製建具、木製建具、鉄骨工事、サイン工事、体育館等の競技用金物、ネット類、金属工事(タラップ、手すり等)

d 材工共の見積りについては、材料費、工費、下請経費及び法定福利費が判るように照会する。

e 改修工事の場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

f 価格決定の参考とする見積書の留意事項

見積りの比較において、大幅な差がある場合(「最低価格」と「最低価格の次に低い価格」が30%以上離れた場合)は当該差が発生した理由等を最低価格の見積りを提出した見積業者にヒアリングし、その妥当性を確認するとともに、必要に応じて、再度見積もりを徴収する。ただし、対象となる見積金額の全体工事費に対する割合が小さい場合など、積算上、影響が少ないと設計担当課長が認めた場合はこの限りではない。

見積書は紙(ファクシミリ含む)又は電磁的記録によることができることから、単価及び価格決定の参考とするために取得した見積書が、当該工事対象のものであることを見積担当者等へ確認し、「確認済」を見積書又は見積比較表に記載(手書きメモ等)する。

なお、いずれの場合でも製造業者又は専門工事業者の社印、担当者印は省略可(担当者印の代替としての直筆署名は不要)

エ 独自代価

ア～ウによれない場合は、「建設工事標準歩掛」（一財 建設物価調査会）、「工事歩掛要覧」（一財 経済調査会）等により独自に代価を作成することができる。なお、国土交通省が規定している「その他」の率は中間値＋1％とし、その値は、表1による。

表1 「その他」の率の採用値

工種	「その他」の率	備考
仮設	(労+雑)×26%	
土工	(労+雑)×26%	
地業	(労+雑)×26%	
鉄筋	(労+雑)×26%	
コンクリート	(労+雑)×26%	
型枠	(材+労+雑)×23%	
鉄骨	(労+雑)×26%	
既製コンクリート	(材+労)×20%	(材)にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
防水	(材+労+雑)×20%	
石	(労)×21%	
タイル	(材+労)×21%	(材)にセメント、細骨材は含めない
木工	(労)×26%	
屋根及びとい	(材+労+雑)×20%	
金属	(材+労)×21%	
左官	(労)×24%	
建具(建具取付)	(労)×21%	
建具(ガラス)	(材+労)×20%	
塗装	(材+労+雑)×23%	
内外装	(材+労+雑)×20%	(材)にセメント、細骨材は含めない
仕上げユニット	(労)×26%	
排水	(材+労+雑)×23%	(材)に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない
構内舗装	(材+労+雑)×23%	
植栽(樹木費以外)	(材+労+雑)×23%	(材)に芝を含む
植栽(樹木費)	(材)×16%	(材)に地被類を含む
撤去	(労+雑)×26%	
外壁改修	(労)×26%	
とりこわし	(労+雑)×26%	

- ・表中の(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費」を示す。

- ・植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処置を含むものとする。
- ・取り外しの場合は、取り外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。
- ・「その他」の率は、製造業者・専門工事業者の諸経費、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

2 労務単価

- (1) 労務単価は、二省（農林水産省、国土交通省）の労務費調査に基づく公共工事設計労務単価（基準額）（横浜市道路局の以下を参照(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/roumu.html>)）を採用するが、これにより難い職種については、他の職種を適宜読み替えることが出来る。
- (2) 時間外、深夜及び休日の割増賃金を積算する場合は、3.1.3時間外、深夜及び休日の労務単価の取扱による。

3 機械器具損料

機械器具損料及び仮設材損料は、請負工事機械経費積算要領により「建設機械等損料表」（一社 日本建設機械施工協会）を標準とする。

なお、これによりがたい場合は、物価資料等の賃借料を参考とする。

4 工事量が僅少の場合等

工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合及びに工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の方法、労務及び機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

5 改修工事の積算に当たっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状又は施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にすることは、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

1.3.5 細目の運搬費

- 1 運搬費は、材料費に含むものとし、現場渡し価格をとることを原則とする。
- 2 工場又は工事現場以外での加工を必要とするもの（鉄骨、PC版等）については仮置き場からの費用、仮設材料及び仮設のための機械器具についてはその往復に要する費用を、細目を設け、「建設機械等損料表」（一社 日本建設機械施工協会）に準じて計上する。
- 3 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定めるものを除き、

単位施工あたりに必要となる単価及び価格に含む。ただし、設計図書により一般に想定される小運搬以外の指示をした場合は、別途費用を検討する。

第2章 共通費

第1節 一般事項

2.1.1 共通費の区分 と内容等	共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2、表－3及び表－4の内容と付加利益等※を一式として計上する。ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電気、水道等の各種負担金、とりこわし・撤去における有価物の控除額は含まないものとする。 ※ 法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－4の租税公課に含むものを除く） 株式配当金 役員賞与（損金算入分を除く） 内部留保金 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用
2.1.2 新築と改修の 工事が明確に 区分できない 場合の共通費	新築・増築・改築工事と改修工事とが明確に区分できない場合は、直接工事費の多い工事の率を採用する。
2.1.3 指定部分及び 指定部分工期	原則として指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いるT（工期）に用いない。 なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引き渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。
2.1.4 有価物の取扱 い	有価物の控除額は各共通費率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率）の算定の対象としない。

第2節 共通仮設費

- 2.2.1 共通仮設費区分
共通仮設費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のそれぞれと処分費に区分して算定する。
- 2.2.2 共通仮設費の算定方法
共通仮設費は、表－1の「共通仮設費率に含む内容」について比率により算定し、併せて表－2の「共通仮設費の積み上げの内容」について費用を積み上げて算定する。
共通仮設費率は、新営工事については別表－1の率、改修工事については別表－3の率とする。
- 2.2.3 率による共通仮設費の算定
- 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等 に示された開札予定日から工期末までをもとに、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。
※ 総合評価落札方式、議会案件等については、適宜調整する。
 - 工事の一時中止があった場合、共通仮設費率の算定に用いる工期は、その期間を除く。
 - 監理事務所を設けない場合には、共通仮設費率（ K_r ）に以下の補正值を乗じる。

直接 工事費	1000万円 未満	1000万円以上50億円以下	50億円を 超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \log_e P$	0.988

P：直接工事費（千円）
注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。
注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後の K_r に乘じる。
 - 既存施設を監理事務所（監督員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。
 - とりこわし工事を含めて発注する場合のとりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。
 - とりこわし工事、特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事、造園工事及び舗装工事等を単独で発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。
 - 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費

を算定しない。

- 8 直接工事費が別表（注3）で定める範囲を外れる場合は、原則として算定式により算定された率を採用する。

9 共通仮設費率の留意事項

- (1) 道路占用料については、必要に応じて、費用を計上する。
 なお、道路法第39条において、公共発注の営繕工事においては道路占用料の徴収を行わないとされている。
 道路使用許可申請手数料については、必要に応じて、費用を計上する。なお、所轄警察署により道路使用許可申請手数料が免除される場合がある。
- (2) 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。
 ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用
- (3) 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費
 ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事中）
 ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。（工事中）

10 処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

11 込み工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する工事）

- (1) 共通仮設費は、原則としてそれぞれの工事種別毎の共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。
- (2) 積上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。

12 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合

- (1) 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の共通仮設費は、新営工事の直接工事費に新営工事の共通仮設費率を乗じて算定し、改修工事の直接工事費に改修工事の共通仮設費率を乗じてそれぞれ算定する。
- (2) 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の新営工事の共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する率とし、改修工事の共通仮設費率も新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する率とする。

2.2.4

積み上げによる
共通仮設費
の算定

1 現場環境改善費

設計図書の特記による現場環境改善費のうち、共通仮設費に分類されるものは、積み上げによる共通仮設費に計上する。

2 特別安全対策費

(1) 労務費は、交通整理員（A）、（B）を採用する。

(2) 交通整理員（A）、（B）の工期に対する採用期間については、工事現場の状況、工事の内容、近隣住民の要望等を考慮の上設定する。

3 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の積み上げによる共通仮設費は、主たる工事（直接工事費が多い）の共通仮設費に加算する。

4 共通仮設費率に含まれない内容の積上げについて

① 準備費

敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器及び機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用は積上げにより算定して加算する。

② 仮設建物費

監理事務所（監督員事務所）の通常の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容について積上げにより算定して加算する。

③ 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台の費用は積上げにより算定して加算する。

④ 環境安全費

交通誘導・安全管理等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用は積上げにより算定して加算する。

⑤ 機械器具費

新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用は、規格の選定及び存置日数について、表2から表6を参考とし、施工条件等により機種を選定し、積み上げにより算定して加算する。

改修工事における荷揚用揚重機械器具費は、機種を選定及び存置日数について施工内容、施工条件等により選定し、積み上げにより算定して加算する。

(共通事項)

1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
2. R C造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
3. $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。)
4. $N = \text{階数}$
5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
7. 階数が2階以下かつ建築面積が 250 m^2 未満の場合は、規格を 16t 以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。
9. 表2～表6の存置日数には回送等に要する日数を含む。

表2 地上階の躯体用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数	備考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表3 地下階の躯体用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数	備考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

表4 搭屋階の躯体用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)

階数	規格	存置日数			備考
		100 m^2 未満	300 m^2 未満	500 m^2 未満	
P 1	25 t	4	5	6	1階当たりの面積

表5 地上階の仕上用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)

階数 (N)	規格	存置日数	備考
1	16 t	$2.3 \times A$	
2	16 t	$5.4 \times A$	
3	16 t	$8.5 \times A$	

4	ロングスパン工事用 エレベーター1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡ 毎に1台
5	ロングスパン工事用 エレベーター1t未満	$18.5 \times N + 40.5$	建築面積1,000㎡ 毎に1台

表6 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B1	16t	$6.4 \times A$	

⑥ 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用は積上げにより算定して加算する。

発注者指定型の情報共有システムに係る費用は登録料及び基本利用料とし、費用については10,000円／月に利用期間を乗じて設計時に計上する。なお、利用期間はT（工期）の小数点以下を繰り上げて整数とする。

情報共有システムに係る費用

$$= 10,000 \text{ 円} \times \text{利用期間（月数）}$$

注）受注者希望型の情報共有システムに係る費用は「横浜市建築工事の情報共有システム実施要領」を参照すること。

⑦ 石綿含有建材の調査費（事前調査結果を貸与しない場合又は石綿等の使用の有無を設計図書へ明示しない場合は計上する。）

第3節 現場管理費

2.3.1 現場管理費の 算定方法

現場管理費は表－3「現場管理費率に含む内容」について比率により算定し、積み上げによる現場管理費がある場合には、費用を積み上げて算定する。

現場管理費率は、新営工事については別表－2の率、改修工事については別表－4の率とする。

2.3.2 率による現場 管理費の算定

1 現場管理費に用いるT（工期）は、入札公告等に表示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮して7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

※ 総合評価落札方式、議会案件等については、適宜調整する。

2 工事の一時中止があった場合、現場管理費率の算定に用いる工期は、その期間を除く。

- 3 とりこわし工事を含めて発注する場合のとりこわし工事は新営建築工事に含めて算定する。
- 4 とりこわし工事、特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事、造園工事及び舗装工事等を単独で発注する場合は、別途現場管理費を算定する。
- 5 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。
- 6 純工事費が別表（注3）で定める範囲を外れる場合は、原則として算定式により算定された率を採用する。
- 7 現場管理費率の留意事項
 - （1） 本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。
 - ・ 検査、試験の支援に要する費用
 - ・ 施工図作成の支援に要する費用
 - ・ その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用
 - （2） 各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。
 - ・ 本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用
 - ・ 現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用
- 8 処分費の取扱い
建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。
- 9 支給材を使用する工事の取扱い
支給材を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については加算しない。
- 10 込み工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する工事）
 - （1） 現場管理費は、原則としてそれぞれの工事種別毎の現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。
 - （2） 積上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。
- 11 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合
 - （1） 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の現場管理費は、新営工事の純工事費に新営工事の現場管理費率を乗じて算定し、改修工事の純工事費に改修工事の現場管理費率を乗じてそれぞれ算定する。

	(2) 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の新営工事の現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する率とし、改修工事の現場管理率も新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する率とする。
2.3.3 積み上げによる現場管理費の算定	1 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の積み上げによる現場管理費は、主たる工事（直接工事費が多い）の現場管理費に加算する。 2 要員等の費用について 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）は、積み上げにより算定して現場管理費に加算する。

第4節 一般管理費等

2.4.1 一般管理費等の算定方法	一般管理費等は、表－4の内容と付加利益等（2.1.1 ※参照）について、工事原価に対する比率により算出する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。
2.4.2 一般管理費等率	1 一般管理費等率を算定する場合の工事原価は、当該工事すべての工事原価の合計額とする。別表－5による率とする。 2 前払金支出割合が35%以下において一般管理費等を算定する場合は、別表－6の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じるものとする。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。 3 込み工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかを一括して発注する工事）の一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事（直接工事費が多い）の一般管理費等率により算定する。 4 新営工事と改修工事を一括して発注する場合については、一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理等率により算定する。 5 とりこわし工事、特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事、造園工事及び舗装工事等を単独で発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。
2.4.3 契約保証費等	1 契約保証費の適用対象工事は、契約保証費を除いた工事価格が500万円以上のすべての工事とする。

- 2 契約保証費は、工事原価に別に定める契約保証費率（別表－7）を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。
- 3 契約保証費は設計変更においては、当初の額を変更しない。
- 4 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。
ただし、変更設計においては対象としない。

第5節 共通費の設計変更基準

2.5.1 共通費の設計 変更基準	設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額 / 当初内訳書記載の工事価格」の比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。
2.5.2 設計変更にお ける共通仮設 費	積み上げにより算定した場合は、設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。 率計上の共通仮設費増減変更額 $X = A' \times \alpha' - A \times \alpha$ A : 当初直接工事費 α : Aに対する共通仮設費率 A' : 変更後直接工事費 α' : A'に対する共通仮設費率
2.5.3 設計変更にお ける現場管理 費	現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。 率計上の現場管理費増減変更額 $Y = B' \times \beta' - B \times \beta$ $= A' \times (1 + \alpha') \times \beta' - A \times (1 + \alpha) \times \beta$ B : 当初純工事費 β : Bに対する現場管理費率 B' : 変更後純工事費 β' : B'に対する現場管理費率

2.5.4 設計変更における一般管理費等	一般管理費等は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。 $\begin{aligned} \text{率計上の一般管理費等増減変更額 } Z &= C' \times \gamma' - C \times \gamma \\ &= A' \times (1 + \alpha') \times (1 + \beta') \times \gamma' \\ &\quad - A \times (1 + \alpha) \times (1 + \beta) \times \gamma \\ \text{設計変更増減額} &= (A' - A + X + Y + Z) \\ &\times (\text{当初請負代金額の} 100 / (100 + \text{消費税率}(\%))) \text{) } \text{ / 当初工事価格} \end{aligned}$ C : 当初工事原価 γ : Cに対する一般管理費等率 C' : 変更後工事原価 γ' : C'に対する一般管理費等率
-------------------------	---

第6節 分散する工事現場を一括発注する場合 等

2.6.1 分散する工事現場を一括発注する場合の共通費	1 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合 (1) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。 (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。 (3) 積上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。 (4) 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
2.6.2 営繕工事と営繕工事以外を一括発注する場合の共通費	共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

第3章 特 別 事 項

第1節 単 価 の 取 扱 い

3.1.1 共通単価の例外	1 共通単価にない単価を設定する場合の歩掛りの基準は、「公共建築工事標準単価積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の歩掛りを標準とするほか「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」（公共建築工事積算研究会）による。これによりがたい場合は、次による。 ①「下水道用設計標準歩掛表」（国土交通省水管理・国土保全局） ②「建設工事標準歩掛」（一財 建設物価調査会） ③「工事歩掛要覧」（一財 経済調査会） ④その他の文献 2 特殊工法等でこの共通単価が適当でないと認められるものについては、設計担当課で別途単価を設定することができる。
3.1.2 単 価 の 端 数 処 理	単価の金額の端数処理は、次による。 ・ 単価が1桁未満のときは、小数点以下第3位を四捨五入する。 ・ 単価が1桁のときは、小数点以下第1位を四捨五入する。 ・ 単価が2桁のときは、小数点以下第1位を四捨五入する。 ・ 単価が3桁、4桁のときは、下1桁を四捨五入する。 ・ 単価が5桁のときは、下2桁を四捨五入する。 ・ 単価が6桁以上のときは、有効上位3桁とし、四捨五入する。
3.1.3 時間外、深夜及び休日の労務単価の取扱	1 労務単価は、所定労働時間内8時間当りの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。 2 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、現場の実状に応じて積算する。 労務費（総額）＝労務単価＋労務単価×K×割増すべき時間数 ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1/8×割増係数とする。 K（割増賃金係数）は当該年度の「公共工事設計労務単価表 農林水産省・国土交通省」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html 3 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法 第35条）

3.1.4

改修割増の適用

労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数

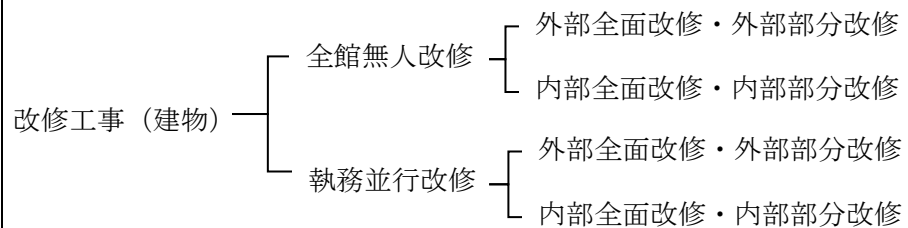
なお、K（割増賃金係数）の取扱いとは2による。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

1 改修工事の分類

改修工事は執務状態、部位、方法等により、分類できる。

（1）執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



（2）執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

ア 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人の状態で行う改修工事をいう。

イ 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。

（3）部位・方法の区分

改修工事は、上記執務状態の区分による二つの区分を下記のとおりさらに細かく区分することができる。

ア 外部全面改修：建物の屋根、外壁等の全面を改修する場合をいう。

イ 外部部分改修：建物の屋根、外壁等の小規模で部分的な改修及びそれらが点在する改修をいう。

ウ 内部全面改修：建物の内部全面を改修する場合をいう。

エ 内部部分改修：部屋単位の床、壁、天井等の個別又は複合改修及びそれらが点在する改修をいう。

間仕切り等の撤去・新設、又は設備改修等による取り付け周辺部分の改修をいう。

2 執務並行改修の場合の単価の補正

執務並行改修の場合は、施工者が執務者に配慮等しながら施工をおこな

うことを前提として単価の補正をおこなう。

3 改修工事の積算に用いる単価の適用

全館無人改修の場合は標準単価（基準単価）とし、執務並行改修の場合は表8により、標準単価（基準単価）または改修割増単価（基準補正単価）とすることを標準とする。なお、標準単価及び改修割増単価は次による。

（表7）

（1）標準単価（基準単価）

「公共建築工事標準単価積算基準」「公共建築工事積算基準等資料」に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに参考歩掛り等による複合単価及び市場単価・補正市場単価。

（2）改修割増単価（基準補正単価）

ア 割増の必要な標準歩掛りによる複合単価は、労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、公共建築工事積算基準等資料の表A-1による改修補正率を参考として算定する。

イ 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務単価等を補正する。

表7 改修工事の積算に用いる単価の適用

執務状態 の区分	単価の適用	使用する単価及び補正
全館無人 改修	標準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
執務並行 改修	標準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
	改修割増 単価	複合単価の労務の所要量15%増しを標準とする 市場単価、補正市場単価の改修補正率は公共建築工事積算基準等資料の表A-1を参考とする。

※執務並行改修における単価の適用は、表8の工種ごとの「用いる単価」により、標準単価及び改修割増単価を用いる。

表8 執務並行改修の場合の工種ごとの単価摘要区分

工種	執務並行改修※
仮設	—
土工	—
地業	—
鉄筋	—
コンクリート	—
型枠	—
鉄骨	—
既製コンクリート	○
防水	○
石	○
タイル	○
木工	○
屋根及びとい	○
金属	○
左官（仕上塗材仕上）	—
左官（仕上塗材仕上以外）	○
建具	○
塗装（改修標仕仕様）	○
内外装	○
仕上ユニット	○
排水	—
構内舗装	—
植栽	—
仮設（改修）	—
撤去	—
外壁改修	—
とりこわし	—

※ —：標準単価、○：改修割増単価

第2節 金額欄の取扱い

3.2.1 金額欄の取扱い	直接工事費の内訳明細及び別紙明細、共通費の金額欄の端数処理については、円未満を切り捨てとする。単価の金額の端数処理は、次による。
3.2.2 工事価格の端数処理	1 工事価格は、原則として、有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円以上となるよう調整する。 2 設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万未満の場合は一万円単位となるように調整する。

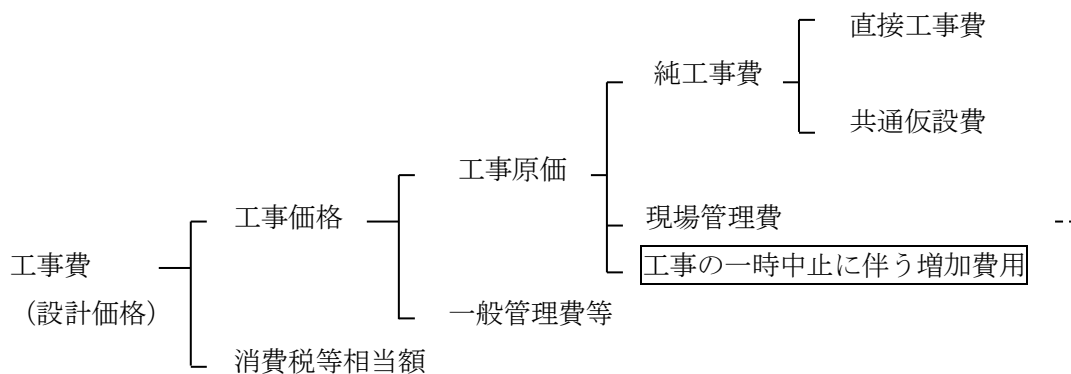
第3節 営繕積算システムR I B C 2利用の端数処理

3.3.1 営繕積算システムR I B C 2の利用	第3章第1節及び第2節を踏まえて、営繕積算システムR I B C 2における端数処理を各設計担当課で統一的に設定する（参考－1）。
-------------------------------	---

第4節 請負代金額変更における特例

3.4.1 工事の施工の一時中止に伴う増加費用	1 工事請負契約約款第21条に基づく工事の施工の一時中止（一部一時中止の場合も含む）に伴う増加費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用）の算定は、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（令和2年6月一部改定）国土交通省官庁営繕部）による他、以下による。その他運用に関することは、「工事の一時中止に係るガイドライン（横浜市）」（令和5年1月）による。 2 増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。 3 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。 4 増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。
----------------------------	---

- 5 中止期間中の現場維持等の費用は、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施した内容について、受注者から増加費用に係る見積もりを求め、それを参考に積上げ計上する。
- 6 中止期間中の現場の維持等の費用として積上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員など当初予定価格の作成時に積上げで算定したものがある場合、当初積算の方法により積上げ計上する。
- 7 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場の維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- 8 一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場の維持等の費用を加算した額に対応する一般管理費等率とする。
- 9 契約保証費は補正を行わない。
- 10 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。
- 11 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



表－１ 共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理(新営の場合)、道路占用のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なもの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記の

共通仮設費率には、設計図書に基づく現場環境改善費、工事場所以外の屋外整理清掃費、新たな施策等の試行による特別な費用は含まれない。

表－２ 共通仮設費の積み上げの内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧、道路占用料等に関する費用※
仮 設 建 物 費	宿舍、設計図書による現場環境改善費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用
環 境 安 全 費	安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員(特別安全対策費)に要する費用)、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の防護シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金
屋外整理清掃費	除雪に要する費用
機 械 器 具 費	揚重機械器具に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除く試験費**、軽微なものの費用を除く、その他

※ 固定された備品、机、ロッカー等の移動は、直接仮設にて計上する。

※※ 石綿粉じん濃度測定、分析による石綿含有建材の調査、化学物質の濃度測定、六価クロム溶出試験、PCB含有シーリング材の調査、路床土の支持力比(CBR)試験、現場CBR試験、放射線透過試験、上記に類する各種試験費等。

なお、鉄骨工事の溶接部試験については直接工事費に計上する。

表－3 現場管理費率に含む内容

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登録等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用
施 工 図 等 作 成 費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

現場管理費率には、施工計画書作成のための調査（現場従業員の給与等）を含むが、特記による施工数量調査は直接工事費に計上する。

表－４ 一般管理費

項 目	内 容
役 員 報 酬 等 従 業 員 給 料 手 当	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分） 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の役員及び従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表－1 共通仮設費率（新営工事）

共通仮設費率 （注1）	$K_r = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T) \quad (\text{注2・3})$ K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
（注1）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）$\text{Exp}()$は、指数関数 $e()$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ （注4）K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－2 現場管理費率（新営工事）

現場管理費率 （注1）	$J_o = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T) \quad (\text{注2・3})$ J_o : 現場管理費率 (%) (注4) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）$\text{Exp}()$は、指数関数 $e()$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ （注4）J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－3 共通仮設費率（改修工事）

共通仮設費率 (注1)	$K_r = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ K_r : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－4 現場管理費率（改修工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T) \text{ (注2・3)}$ J_o : 現場管理費率 (%) (注4) N_p : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e()$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－5 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (千円) 注1 G_p の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－6 一般管理費等率補正係数

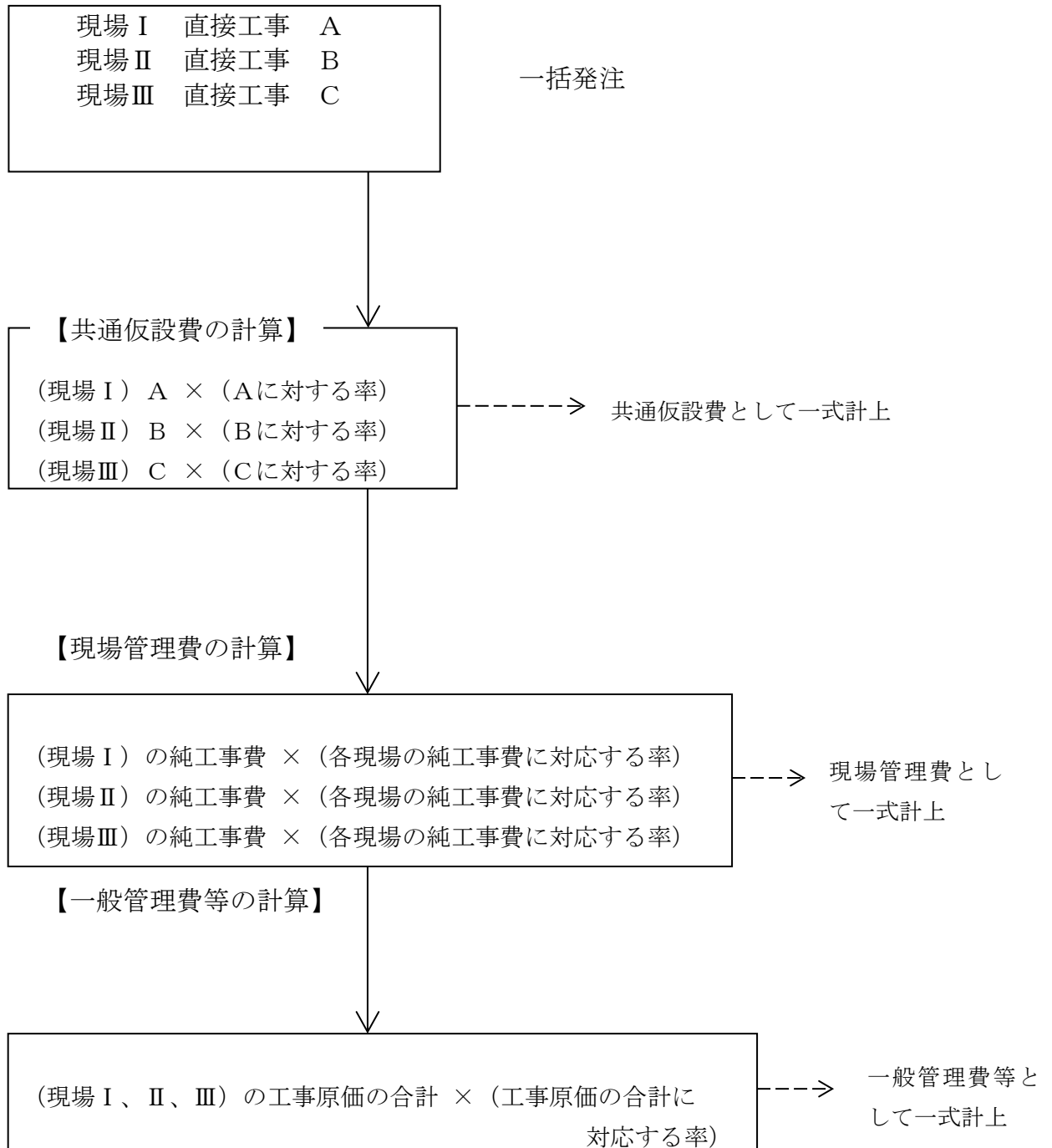
前払金支出割合区分（％）	補正係数
0 から 5 以下	1.05
5 を超え 15 以下	1.04
15 を超え 25 以下	1.03
25 を超え 35 以下	1.01

別表－7 契約保証費に関する一般管理費率の補正值

内 容	補正值（％）
保証の方法：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約約款第5条を採用する場合)	0.04

表－5

現場が分散する工事を一括発注する場合の共通費（比率による）の考え方



参考－1

営繕積算システムR I B C 2利用の端数処理

端数処理は、直接工事費、代価表、明細横計算の3つに対して設定します。また、共通費をR I B C 2で行う場合は、共通費、工事価格についても設定を行います。

- 1 端数処理の設定を行う内訳書ファイルを開きます。
- 2 「ファイル」－「端数処理」をクリックします。
- 3 「当初設計・変更設計」見出しをクリックし、そのうちの「直接工事費」見出しをクリックします。
- 4 別紙明細計をチェックし、丸め処理は四捨五入、単位はすべて1円とします。

- 5 「代価表」見出しは、代価単価の端数処理を設定します。丸め処理は四捨五入、単位は下記のとおりとします。

代価単価	丸め単位
一円以上百円未満	一円
百円以上一万円未満	十円
一万円以上十万円未満	百円
十万円以上	有効上位3桁

- 6 「細目別内訳書等に計上する金額（数量×単価）」見出しは、内訳明細または別紙明細の、数量×単価＝金額の金額欄の端数処理を設定します。丸め処理は四捨五入、単位はすべて1円とします。

- 7 「共通費」見出しは、共通費の端数処理を設定します。丸め処理は切り捨て、単位はすべて1円とします。

端数処理

【当初設計・変更設計】表示 【出来高】入力表示

直接工事費 代価表 細目別内訳書等に計上する金額 (数量×単価) 共通費 工事価格

丸め処理

☐ しない(N) ☐ 四捨五入(R) ☐ 整数表示(I)

☒ 切り捨て(T) ☐ 切り捨て(負は切上げ)(V)

☒ 共通仮設費(H)

☒ 現場管理費(J)

☒ 一般管理費等(K)

共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする

システム記憶(S) システム値に戻す(B) デフォルト値に戻す(D) 更新(U) OK キャンセル(C)

- 8 「工事価格」見出しは、工事価格の端数処理を設定します。丸め処理は切り捨て、単位は有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位とします。
- 9 工事価格端数処理適用額は、「全体額（2段目）」にチェックします。

端数処理

【当初設計・変更設計】表示 【出来高】入力表示

直接工事費 代価表 細目別内訳書等に計上する金額 (数量×単価) 共通費 工事価格

丸め処理

☐ しない(N) ☐ 四捨五入(R) ☐ 整数表示(I)

☒ 切り捨て(T) ☐ 切り捨て(負は切上げ)(V)

☐ 工事価格で直接丸める(H)

☒ 一般管理費等で調整する(J)

☐ 一般管理費等で調整する(負担金も含める)(K)

工事価格端数処理適用額

☒ 全体額(2段目)(W) ☐ 差額(3段目)(E)

システム記憶(S) システム値に戻す(B) デフォルト値に戻す(D) 更新(U) OK キャンセル(C)